

## 1 基本方針

- (1) 坂戸市東部地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を実施する。
- (2) センター事業は「第9期坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「令和6年度坂戸市地域包括支援センター運営基本指針」に基づき、年間事業計画表に従い実施する。

## 2 今年度の取り組みと目標

項目	事業・取組	内容	目標
運営体制	所内研修の実施	職員が講師となり他職員にOJTを行う	1回以上
総合相談支援事業	民生委員定例会への参加	圏域内の民生委員定例会へ参加し、民生委員との関係性を構築する。	4回以上
生活支援体制整備	地域の地縁活動に参加。	自治会活動、自主サロン等にて講話等を実施し、地縁組織との関係を深める。	3ヵ所以上

## 3 運営体制

- (1) 所内の情報共有について
  - ・毎朝、朝礼を行い前日の申し送り、当日の予定について情報共有する。
  - ・月2回、隔週にて事務所内会議を実施。ケース報告事業所報告を行い情報共有する。
- (2) 職員研修について
  - ・事務所内で行われる会議の中で、権利擁護・認知症研修等の内部研修を実施。
  - ・法人内の介護現場職員との合同研修会を予定する。

## 4 包括的支援事業

- (1) 総合相談支援業務
  - ・相談ケースについて、定期的にモニタリングを実施し実態把握に努める。
  - ・出前講座等で地域包括支援センターの業務内容、役割等の周知啓発活動を実施する。
  - ・相談内容について緊急性の有無を判断し、必要に応じて即日対応できるように努める。
  - ・グループホーム運営推進会議、民生委員定例会への参加、見守りネットワークに参加し、地域から相談を受けやすい体制となるように努める。
- (2) 権利擁護業務
  - ・地域のサロン、おれんじカフェ、その他、地域活動に参加する際に、チラシ、パンフレットの配布にて、成年後見制度、虐待防止等の周知啓発活動を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
  - ・包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築
  - ・ケアマネジメントの質の向上等を目的としたケアマネ研修を年1回実施する。

## 5 地域包括ケアシステム推進

団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む令和7年に向けて、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざした取り組みを推進する。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- ・坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム運営推進協議会に参加し、多職種と意見交換の中で地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- (2) 生活支援体制整備事業
- ※（高齢者支え合い会議地域ミーティング：略称、地域ミーティング）
  - ・生活支援、サロングループとの意見交換を目的とし、地域ミーティングを開催する。
  - ・民生委員定例会、地域ミーティング、自治会活動などで地域での必要な活動を把握するためニーズ調査を実施する。
  - ・地域ニーズに則した生活支援サービスの発掘、構築に努める。
  - ・地域住民と共に地域の情報共有や課題抽出を行い地域課題の解決に努める
- (3) 認知症総合支援事業
- ・地域の住民や認知症高齢者及びその家族に向け、おれんじカフェを実施する。内容は、認知症予防や介護予防を主軸とする。
  - ・認知症高齢者に対して地域住民が理解を深め適切な対応ができるようにするため、見守り訓練を実施する。地区を担当する駐在所とも連携し、つながりを作る。
  - ・地域住民に対して認知症サポーター養成講座、認知症地域学習会及び出張相談会、実施する。内容は、認知症高齢者への対応方法や基礎知識の啓発を主軸とする。
- (4) 地域ケア会議推進事業
- ・圏域地域ケア会議にて、個別ケースから課題を導き出し、圏域の地域住民・福祉・医療関係者で情報共有し、共に地域課題に向き合う機会を持てるようにする。
  - ・地域ケア推進会議に参加し、全市的な地域課題について協議する。
  - ・自立型地域ケア会議にて、フォーマル、インフォーマルサービスを複合的に検討しケアプランが利用者様の目指す自立に資するものになるように協議する。
- (5) 介護予防推進事業
- ・対象者の把握に努めるため、虚弱体質高齢者に対し基本チェックリストを行い、一般介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業（サービスC）等、適切な介護予防教室やサービスに繋げる。
  - ・お達者体操自主グループ・おれんじカフェ・地域サロン等の通いの場で介護予防・フレイル予防について周知・啓発活動を行う。
  - ・すこやか脳クラブの開催・運営を行う。
  - ・既存のお達者体操自主グループの支援及びグループがない地域の新規立ち上げを支援する。

## 6 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業

高齢者自身が、地域における自立した日常生活を送れるように支援するものである。医療、介護、生活支援等の必要なサービスを受け、日常生活、身の自立を目指すと共に地域での役割を果たし、社会参加としての自立を目指す支援と考える。そして、社会的役割を持つことが、高齢者の介護予防に資する活動として考えることが重要である。

- ・自立型地域ケア会議等を活用し、専門的知見を踏まえフォーマル、インフォーマルサービスを幅広く考慮したケアプランを作成します。また、そのケアプランは利用者様、家族様と十分に協議した上で提案させていただきます。

## 7 その他の事業

おれんじカフェ、住民主体グループ、地域サロン等の周知啓発活動を実施する。

## 坂戸市東部包括支援センター概要

### 1 事業者概要

法人名称	医療法人 若葉会
代表者役職名	理事長 川口 茂
事業所名称	坂戸市東部地域包括支援センター
事業所所在地	埼玉県坂戸市大字紺屋 403 番地
電話番号	049-284-7775
FAX番号	049-284-7776
介護保険事業所番号	1106000035
サービス提供地域	坂戸市 東部地区

### 2 事業所の職員体制

(1) 職員配置数 ※備考には管理者兼務等記載

職員	常勤職員	非常勤職員	備考
管理者	1	0	
保健師	2	0	
主任介護支援専門員	2	0	管理者兼務
社会福祉士	1	0	
介護支援専門員	1	0	
事務員	1	0	

(2) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	備考
平日	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	
土曜日	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始 (12月29日～1月3日)	休業日	

### 3 サービス提供時間

区分	サービス提供時間	備考
平日	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	
土曜日	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始 (12月29日～1月3日)	休業日	

### 4 事業所建物の概要

建物構造の概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 地上 4 階・地下 1 階	
竣工年月日	昭和 62 年 3 月	
建物増改築の概要	平成 8 年 8 月全館増改築施工。平成 14 年 4 月、1 階・2 階改修	
	執務室面積等	
事務室	部屋数 1	30.5 m <sup>2</sup>
相談室	部屋数 1	10.013 m <sup>2</sup>
駐車場	38 台分	1,400 m <sup>2</sup>

## 5 従業者名簿

職 種	(ふりがな) 氏 名	資 格	その他所有する資格
主任介護支援専門員		介護福祉士	社会福祉士
主任介護支援専門員		初任者研修修了	
看護師		正看護師	
看護師		正看護師	
社会福祉士		社会福祉士	精神保健福祉士
介護支援専門員		介護福祉士	
事務員			

【注意】この表は目安表です。また、地域包括支援センターの基本事業(1)総合相談支援業務、(2)権利擁護業務、(3)包括的・継続的ケアマネジメント業務、(4)介護予防ケアマネジメント業務は通年実施のため表記していません。

Table with columns for months (4月 to 3月) and days (1-5). Rows include: 会議 (meetings), 介護予防・日常生活支援総合事業 (care prevention and daily life support), 一般介護予防事業 (general care prevention), 任意事業 (voluntary activities), 在宅医療・介護連携推進事業費 (home medical care cooperation), 生活支援体制整備事業 (living support system improvement), 認知症総合支援事業費 (dementia support), 地域ケア推進事業費 (regional care promotion), 広報 (public relations), 実習 (practical training), 外部会議 (external meetings).